

京都市訓令甲第 19 号

庁 中 一 般

区 役 所

京都市人権行政推進主任設置規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表区役所及び区役所支所の項中「副支所長」を「あらかじめ担当区長が指名する担当副区長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)